

釜石での結婚新生活を支援します



釜石市結婚新生活支援補助金



対象

- (1) 次のすべての要件を満たす人
- 令和6年1月1日～令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
 - 夫婦ともに婚姻日時点で満39歳以下
 - 夫婦の所得を合算した額が500万円未満
 - ライフプランセミナーを受講
- (2) 令和5年度にこの補助金を受給し、受給額が補助金上限額に達しなかった夫婦

補助金額

- (1)の夫婦の場合 婚姻日に夫婦どちらも満29歳以下 上限70万円
婚姻日に夫婦どちらも満39歳以下 上限30万円
- (2)の夫婦の場合 (1)の上限額から令和5年度の受給額を差し引いた額を上限

補助対象経費とライフプランセミナーの詳細は、ホームページをご覧ください。

問い合わせ 市総合政策課 オープンシティ・プロモーション室 ☎27-8463

片岸公園 (みのすけ沼) 自然共生サイトの登録を目指します!



みのすけ沼を中心とした片岸公園では、夏にはミズアオイが咲き、冬には白鳥が飛来するなど、豊かな自然環境が特徴です。環境省では、令和5年度からさまざまな植物・生物の保全を行う場所を「自然共生サイト」として認定し、生態系の保全に努めています。

この度、環境省から「自然共生サイト」を目指す場所として、片岸公園が選定されたため、市では令和7年度の申請を目指しています。



市職員を募集します

(令和7年4月1日採用予定)

職種・採用予定人数

一般事務：5人程度
土木、保健師、社会福祉士、栄養士：各若干名

試験内容

SPI3、専門試験 (マークシート方式)
※詳細は、市のホームページをご覧ください



申込期限

1月7日(火)必着 (試験日 1月26日(日))

会場

鶏住居地区生活応援センター

問い合わせ 市総務課 職員係 ☎27-8411

かたちで遊ぼう 冬のおりんさんの工作ひろば

家や自然の中で見つけた面白い素材の形からイメージを膨らませ作品を仕上げていく、子どもたちの想像力を育むワークショップです。

講師 澤田麟太郎さん

日時

12月21日(土) 13時30分～15時
22日(日) 午前の部 10時30分～12時
午後の部 13時30分～15時

場所 釜石市民ホール TETTO ギャラリー

参加費 500円 (4歳以上) 定員 各回10人

申し込み 事前予約優先

二次元コードまたは釜石市民ホールで予約受付中



申し込み・問い合わせ 釜石市民ホール TETTO ☎22-2266

TETTO ロビーコンサート vol.6 「若き音楽家たちの響宴」

入場無料

学生たちがおくる冬休みコンサート第3弾がついにTETTOロビーコンサートデビュー! フレッシュな演奏で新春のTETTOを彩ります!

【演奏予定】

○春の海
○オペラ『愛の妙薬』より「なんと彼女は美しい」
○フルートソナタ (プーランク) 他

【出演者】

鈴木七星さん (日大芸術学部1年)、佐々木悠人さん (国立音大3年)、鈴木萌々夏さん (北教大岩見沢校3年)、山田奏美さん (東京音大付属オーケストラアカデミー)、母良田遥さん (高1)、及川睦葉さん (高2)
賛助出演 山崎鮎子さん、佐々木洋子さん

日時 令和7年1月5日(日) 14時30分

場所 釜石市民ホール TETTO 共通ロビー

問い合わせ 市こども家庭課 こども家庭センター COCCO ☎22-5121

令和7年度4月

保育所等への入所申し込み (第2回目) を受け付けます

募集期間 令和7年1月6日(月)～31日(金) 8時30分～17時15分 ※土・日、祝日を除く

対象

- ① 1回目 (11月1日～29日) に申し込みできなかった人
- ② 市外に転出予定で、転出先で保育所などへの入所を希望する人
- ③ 令和7年2月28日(金)までに市外から転入予定で、保育所等への入所を希望する人
※令和7年3月以降に転入予定の人は、現在お住まいの市町村で手続きをしてください
※1回目に申し込んでいる人は、手続き不要です

申込方法

「教育・保育給付認定申請書 (兼入所申込兼現況届)」と「保育所等入所申請時の児童の様子」に必要事項を記入し、保育の必要性を証明する書類を添えて、市こども家庭課にご提出ください。必要書類は、市こども家庭課で配布している他、市ホームページからダウンロードできます。



市ホームページ

ヤングケアラーって、実はけっこう身近なのかも

ヤングケアラーについて知っておきませんか?

本来大人が担うと想定される家事や家族の世話など日常的に行っている子ども・若者のことをいいます。現在、中高生の約17人に1人が、ヤングケアラーとして学校生活を送っています。

ヤングケアラーは、家族の手助けをすることは「フツウのこと」や「ガマンすること」だと思っていることが多いそうです。皆さんでヤングケアラーについて知り、いつでも気軽に話せる、相談できる体制をつくり社会全体で守っていきましょう。

障害や病気のある家族のために日常的にしていること



身体的なケアをしている (洗濯、拭き取り、トイレの介助など) | 精神的なケアをしている (話し相手になる、愚痴を聞くなど) | 幼い子どもとの世話をしている | 買い物・料理・洗濯などの家事をしている | 家計を支えるために労働をしている

責任や負担の重さにより、子どもたちが諦めてしまっていること



勉強や受験、進学 | 部活などの課外授業 | 自分だけの時間を過ごすこと | 友達と放課後に遊ぶこと | 子どもらしく自由に夢を語ること | 理解されること、気軽に相談すること

相談できる場所

学校 (先生やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー) や、市こども家庭センターなどに相談できます。



市ホームページ



こども家庭庁ホームページ